

審 査 決 定 報 告 書

新市民会館整備等調査特別委員会

令和4年第3回水戸市議会定例会において当委員会に付託されました議案第63号ほか2件の審査の経過並びに結果について、水戸市議会会議規則第101条の規定に基づき報告します。

これらの案件については、9月16日に委員会を開催し、慎重に審査を行いました。その結果は、下記のとおりであります。

以下、審査の概要を申し上げますと、

1 議案第63号 不動産の取得の変更について

本案は、泉町1丁目北地区市街地再開発に係る事業費の変更に伴い、市民会館の保留床取得額を減額するなどの変更を行うものであり、保留床取得額が減額となった理由について、契約変更に係る手続について、不動産取得の持ち分比率が変更となった理由について、増加した建物の面積の該当箇所等について、種々質疑応答を重ねた後、採決の結果、賛成多数をもって、原案を可決すべきものと決定いたしました。

2 議案第64号 財産の取得について（水戸市民会館舞台音響機器）

議案第65号 財産の取得について（水戸市民会館舞台音響通信機器）

これらの案件については、参考品の選定に係る専門事業者からの助言及び実地調査について、入札参加資格の要件について、機器設置における本件契約者と舞台音響施工者との役割について、機器の補償期間等について、種々質疑応答を重ねました。このうち委員から、「舞台音響機器等の設置に当たっては、本来の機能が十分に発揮されるよう、舞台音響施工者の協力の下、細心の注意を払って実施されたい」等の意見が出されました。

この後、一括採決の結果、賛成多数をもって、原案を可決すべきものと決定いたしました。

記

議案第63号、議案第64号、議案第65号

以上、原案を認める。

上記のとおり報告する。

令和4年9月28日

水戸市議会議長 須田 浩 和 様

新市民会館整備等調査特別委員会
委員長 渡 辺 政 明